



## 夢をはぐくむ緑川をみんなの手でつくる

### 「甲佐地区かわまちづくり」計画登録書伝達式



▲西野事務所長から登録書を伝達される奥名町長

#### ●緑川を活用したまちづくり

4月17日（金）町役場で開催された「甲佐地区かわまちづくり」計画登録書伝達式で、国土交通省熊本河川国道事務所の西野賢治所長から奥名克美町長へ登録書が伝達されました。

「かわまちづくり」とは、観光などの活性化につながる景観・歴史・文化などの河川が有する地域の魅力である「資源」や地域の創意としての「知恵」を生かし、地方公共団体や地元住民などの連携の下で立案された計画で、実現性の高い河川や水辺の整

備・活用計画によって、良好なまちと水辺が融合した高関係性の円滑な推進を図ることを目的としています。

今回、国交省で事業計画登録された「甲佐地区かわまちづくり」計画は、緑川の良好な自然環境や古くからの地域住民との関わりを生かし、本町の「まちづくり」と緑川の「かわづくり」の一体化を図るものです。今後、緑川を軸とした地域の活性化、イベント開催の場としての観光誘致、さまざまな世代が集う水辺拠点として地域交流を促進するとともに、河川空間利用者の安全性の向上、河川巡視・河川管理の円滑化に取り組みます。

奥名町長は、「緑川は本町の貴重な地域資源であるため、その活用は町民の皆さんも期待されています。本町の魅力を町内外に発信し、交流人口の増加を目指します」と話しました。

#### ▼お問い合わせ先

町企画課

☎096-234-1154

（内線231）

✉kg104@town.kosa.lg.jp

# 介護保険料は制度を支える大切な財源 平成27年度から新しい保険料となります

■ 介護保険料は3年ごとに見直して変更されます

介護保険料は3年ごとに見直され、平成27年度からは第6期（平成27～29年度）の新しい保険料になります。

今回の改正では、保険料の上昇を抑えるために県の財政安定化基金や町の介護給付費準備基金を取り崩して活用する予定ですが、介護保険の利用者の増加や介護報酬改定などにより給付費の増加が見込まれ、保険料を上げざるを得なくなりました。

保険料を年金から天引きされる特別徴収の被保険者には、4月に仮徴収額の通知を送付していますが、平成26年分の所得総額および平成27年度の住民税額が6月に決定されるために、その後、新しく決定した保険料の通知書を特別徴収の被保険者および普通徴収（納付書および口座振替での徴収）の被保険者に送付します。

皆さんに納めていただく保険料は、制度を運営するための大切な財源です。保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

▼ お問い合わせ先

町福祉課

☎ 096・234・1114  
(内線141)

✉ klg107@town.kosa.lg.jp

## ■ 65歳以上の人（第1号被保険者）の平成27年度からの介護保険料（年間）

所得段階	対象者	保険料率	保険料 (年額)
第1段階	①生活保護費受給者 ②住民税非課税世帯で高齢福祉年金を受給している者 および本人の前年の年金収入等が80万円以下の者	基準額×0.5	33,300円
第2段階	住民税非課税世帯で、本人の前年の年金収入等が80万円を超え120万円以下の者	基準額×0.75	49,960円
第3段階	住民税非課税世帯で、本人の前年の年金収入等が120万円を超える者		
第4段階	住民税課税世帯で、本人は住民税非課税である者で前年の年金収入等が80万円以下の者	基準額×0.9	59,940円
第5段階 (基準)	住民税課税世帯で、本人は住民税非課税である者で前年の年金収入等が80万円を超える者	基準額	66,600円
第6段階	本人が住民税課税であり、前年の合計所得金額が120万円未満の者	基準額×1.2	79,920円
第7段階	本人が住民税課税であり、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の者	基準額×1.3	86,580円
第8段階	本人が住民税課税であり、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の者	基準額×1.5	99,900円
第9段階	本人が住民税課税であり、前年の合計所得金額が290万円以上の者	基準額×1.7	113,220円